

宍粟市男女共同参画推進条例(案) の項目内容検討資料

H31.4.1 H28.4.1 H30.4.1 H31.3改正 資料7

項目	趣旨	内容	宍粟市	丹波市	姫路市	国立市	宝塚市	
前文	条例制定の背景又は趣旨を象徴的に述べる	個人の尊重と法の下での平等（憲法）	○	○	○	○	○	
		これまでの市の取組	○	○	○	○	○	
		現状の課題	○	○	○	○	○	
		少子高齢化、人口減少、地域や家族形態の変容の対応			○			
		地域活力の向上の必要性	○	○				
		市の特徴	○	○	○			
目的	条例制定の目的を明らかにする	基本理念や市等の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することで男女共同参画社会の形成に寄与する。	○	○	○	○	○	
		市、市民等の責務の対象の明示（姫路市、丹波市は、市民、事業者及びその他の者）	※	○	○	※	○	
		※国立市は、市、市民、教育関係者及び事業者等						
定義	条例において用いる語句の意義を定める	※条例における用語説明のため、条文検討時に記載項目を決定						
基本理念	男女共同参画を進めていくための基本的な考え方	男女の人権の尊重 ※姫路市は多様な性について言及 ※国立市は、性別、性的指向、性自認による差別的取扱い等に言及	○※	○	○※	○※※	○	
		社会における制度又は慣行が及ぼす影響について配慮	○	○	○	○	○	
		政策・方針の立案及び決定への共同参画の機会確保	○	○	○	○	○	
		家庭生活における活動とその他の活動の両立	○	○	○	○	○	
		男女の生涯にわたる健康の確保 ※リブ'ロダ'クティブ'ヘルスタイツ	○	○	○※	○※	○	
		国際的協調	○	○	○	○	○	
		市民等の協働	○	○	○			
		教育の場において生涯を通じた取組				○		
		多様な選択の保障			○			
		性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障することを言及、 ※また性別による差別的取扱い及び複合差別を理由として困難な状況に置かれている人の支援についても言及	○			○※		
		責務	市、市民、事業者等の役割を明らかにする	市の責務	男女共同参画推進施策の策定・実施 ※積極的改善措置を含む	○※	○※	○※
市民との協働、国・県等との連携	○				○	○	○	○
他の施策を実施する際の男女共同参画推進への配慮 ※姫路市は別条項（基本的施策内）でも記載。 ※丹波市は別条項のみで記載。	○					○		
模範となる率先した取組と職員の認識向上	○				○	○		
市民の責務	基本理念の理解とあらゆる分野における男女共同参画の推進		○	○	○	○	○	
	市の施策への協力		○	○	○	○	○	
	教育関係者の責務		基本理念に基づいた教育の推進	○	○	○	○	
			市の施策への協力	○	○		○	
	事業者の責務（姫路市、丹波市） 事業者等の責務（国立市）		事業活動における男女共同参画の推進	○	○	○	○	○
			職場における対等な参画機会の確保及び就業環境の整備	○	○	○		
			市の施策への協力	○	○	○	○	○
	市民団体の責務		運営・方針の立案及び決定への協働参画の環境整備	○	○	○		
市の施策への協力		○	○	○				

項目	趣旨	内容	宍粟市	丹波市	姫路市	国立市	宝塚市	
禁止事項	男女共同参画の推進を妨げるものについての禁止	性別による差別的扱い※姫路市は、「その他の性別の違いを背景とした」表現 ※※国立市、宝塚市は性的指向、性自認等を含む	○※※	○	○※	○※※	○※※	
		セクシュアル・ハラスメント	○	○	○	○	○	
		ドメスティック・バイオレンス	○	○	○	○	○	
		その他の性別の違いを背景とした権利侵害	○	○	○	○	○	
		性的指向、性自認等の公表の禁止	○			○		
公衆に表示する情報に関する留意	男女共同参画の推進を妨げるものについての配慮	性別による固定的な役割分担及び暴力的行為	○	○	○	○	○	
		著しく性的感情を刺激する表現	○	○	○	○	○	
基本的施策	市が行う基本的な施策	男女共同参画社会基本法に規定する男女共同参画計画の策定	○	○	○	○	○	
		市民の意見反映	○	○	○	○	○	
		審議会の意見聴取	○	○	○	○	○	
		計画の公表	○	○	○	○	○	
		変更の際の準用	○	○	○		○	
		施策策定にあたっての配慮	施策の策定及び実施にあたり、男女共同参画の推進に配慮する	○	○	○		
		推進体制の整備	男女共同参画の推進のために必要な体制を整備する ※姫路市、丹波市は財政上の措置についてここで、記載。 ○市の責務のところ而言及している市もある。	○	○	○		財政上の措置
		附属機関等への共同参画の機会確保	男女の数の均衡に配慮	○	○			○
			男女それぞれ構成員の数が10分の4以上となるよう努める			○		
		市民等の理解を深めるための措置	男女共同参画社会の実現に向けて、市民及び事業者等の理解を深めるために必要な措置を講ずる	○	○	○		○
		市民等に対する支援	情報の提供等の必要な支援を行う	○	○	○		○
		積極的改善措置	積極的改善措置に努める ※姫路市、丹波市は市の責務の中で記載。				○	
		ワーク・ライフ・バランスの推進（丹波市）	啓発、制度等の必要な支援を行う		○		○	
		家庭生活と社会活動の調和（国立市）						
		男女共同参画に関する教育の推進	学校教育及び社会教育での教育又は学習の充実		○			
		女性のエンパワーメント	女性のエンパワーメントのための必要な支援を行う				○	
		活動及び教育における支援	市民、事業者に対し、必要な支援を行う				○	
			教育の場において、意識形成を図るために必要な支援を行う				○	○
		防災及び減災の分野における施策の推進	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援		○		○	
		ドメスティック・バイオレンスの防止等	暴力の防止及び被害者の保護、自立支援		○			
苦情等への対応	男女共同参画推進施策に関する苦情への対応		○	○	○	○	○	
	必要に応じ審議会の意見聴取		○	○	○	○	○	
	性別による差別的取扱い等の相談への対応 ※性自認又は性的指向による差別的取扱いについても言及	○※	○	○	○	○		
調査研究（丹波市） 情報収集等（姫路市） 広報啓発及び調査研究（国立市）	男女共同参画計画の策定や施策を効果的に実施するため、国や県の動向や市の施策の実施状況、市民意識について調査研究する。	○	○	○	○	○		
拠点施設	男女共同参画センター（仮称）を男女共同を推進するための拠点施設とする。	○	○	○	○			
年次報告	市長は、男女共同参画計画に基づく施策の進捗に関する報告書を作成し、公表する。	○	○	○	○	○		
審議会	審議会の設置に関する根拠規定	男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、男女共同参画審議会を置くことを記述する。	○	○	○	○		

⑥

⑦

⑧

⑨